

鳥栖市所有者不明土地対策計画

1 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する基本的な方針

(1) 背景・目的

近年の人口減少・高齢化や相続件数の増加等に伴い、所有者不明土地及び低未利用地（以下「所有者不明土地等」という。）が増加しています。これらの土地は、公共事業の実施に際し、土地所有者の探索等に多大な時間や費用を要するなど、円滑な事業の実施に大きな支障が生じる要因となっています。

本市では、こうした事態を防ぎ、今後更なる増加が見込まれる所有者不明土地等に対して、対策を講じていくため「鳥栖市所有者不明土地対策計画（以下「本計画」という。）を作成します。

(2) 計画の位置付け

本計画は「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「所有者不明土地法」という。）」第 45 条第 1 項の規定に基づく「所有者不明土地対策計画」であり、「所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針（令和 4 年法務省・国土交通省告示第 1 号）」に基づき作成するものです。

(3) 取組方針

国の補助制度を活用して、土地の実態を把握するとともに、法に基づき土地所有者等関連情報を利用・提供するなど土地所有者探索の円滑化を図ることで、公共事業の早期完成を図ります。

(4) 計画の対象

本計画では、鳥栖市全域を対象地域とします。

なお、今後の公共事業の計画や災害等の発生状況から必要に応じて、優先順位等について検討を行うものとします。

対象とする土地は、所有者不明土地法第 2 条第 1 項に規定する所有者不明土地とします。

2 収用適格事業等を実施しようとする区域内の土地その他の土地に係る土地所有者等の効果的な探索を図るために講ずべき施策に関する事項

所有者不明土地法第 43 条に基づく土地所有者等関連情報の利用・提供を円滑に行える体制を整備します。

3 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための体制の整備に関する事項

関係部署との連携、情報共有等を図りながら本計画を推進します。

4 その他所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事項

本計画は、施策の進捗や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。